

使用開始日 2016年6月18日

投資信託説明書(交付目論見書)

5607-④

ダイワ日本株式インデックス・ファンドーシフト11 Ver2ー

追加型投信／国内／株式／インデックス型

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	資産複合 (株式、その他 資産(投資信託 証券(株式)))	年1回	日本	ファミリー ファンド	日経225

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	14兆1,900億73百万円
(平成28年4月末現在)	

- 本文書により行なう「ダイワ日本株式インデックス・ファンドーシフト11 Ver2ー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成27年11月30日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月1日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的

わが国の株式に投資し、わが国の株式市場の動きをとらえることにより信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

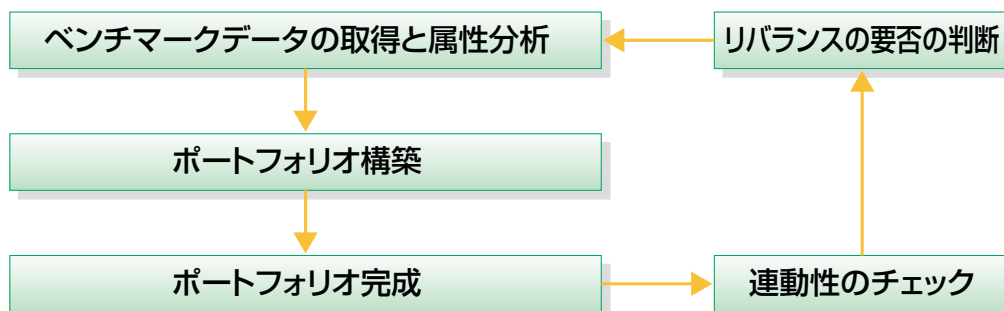


わが国の株式に投資し、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。



- わが国の株式のうち日経平均株価に採用された銘柄を主要投資対象とします。

運用プロセス



■原則として、日経平均株価採用の全銘柄に等株数投資を行ないます。

ただし、投資対象とする企業の財務状況を考慮したうえで、日経平均株価採用銘柄であっても投資を行わない場合があります。また、日経平均株価採用銘柄の入れ替え等に際しては、流動性等を勘案して対応する場合があります。これらの場合、組入銘柄に等株数投資を行わないことがあります。

- 運用の効率化をはかるため、ストックインデックス225・マザーファンドの受益証券およびわが国の株価指数先物取引を利用することがあります。このため、株式およびストックインデックス225・マザーファンドの受益証券の組入総額ならびに株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ファンドの目的・特色

インデックスファンドとは

基準価額が株価指数など特定の市場指数（インデックス）の動きに連動することをめざして設計されたファンドです。

日経平均株価（日経225）について

◆日経平均株価（日経225）とは

日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。

1950年から算出が開始された、わが国の株式市場全体の動向を示す代表的な指標の一つです。

◆日経平均株価の計算方法

[計算式]

$$\text{日経平均株価（※2）} = \frac{\text{採用銘柄の株価（※1）合計}}{\text{除数（※3）}}$$

（※1）株価は、みなし額面が50円以外の銘柄については50円に換算します。なお、大幅な株式併合や株式分割に対しては、指数算出に用いる株価の水準がその前後で変わらないようにみなし額面を変更する場合があります。

（※2）小数第3位を四捨五入して第2位まで求めます。

（※3）日経平均株価は、単純平均の考え方に基いており、分子の株価合計を225で割れば、普通の単純平均になりますが、株式分割や銘柄入れ替えなど市況変動以外の理由で株価の合計値が変化すると指数値の連続性が保てません。日経平均株価は、このような市況変動以外の事象が発生した場合には、計算式の分母である除数を修正することにより指数に連続性を持たせています。

◆銘柄選定ルールと入替基準

日経平均株価の採用銘柄は、東京証券取引所第一部上場銘柄で流動性の高い銘柄から選定されます。構成銘柄については、原則として年1回「定期見直し」が行なわれるほか、合併、倒産などが発生した場合には、臨時に銘柄の入れ替えが実施されます。

「定期見直し」においては、流動性の低下した銘柄が除外され、流動性が極めて高い未採用銘柄が新たに採用されます。また、セクター（産業分類）のバランスを考慮した銘柄の入れ替えも行なわれます。

臨時の入れ替えは、東京証券取引所第一部上場でなくなった銘柄を除外し、その銘柄が属していたセクター内から最も流動性の高い未採用銘柄を補充することを原則としています。

採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が決定し、発表します。

※日経平均株価の構成銘柄選定基準は、市場環境や経済実態の変化、法規制の変更などに伴って、改定されることがあります。

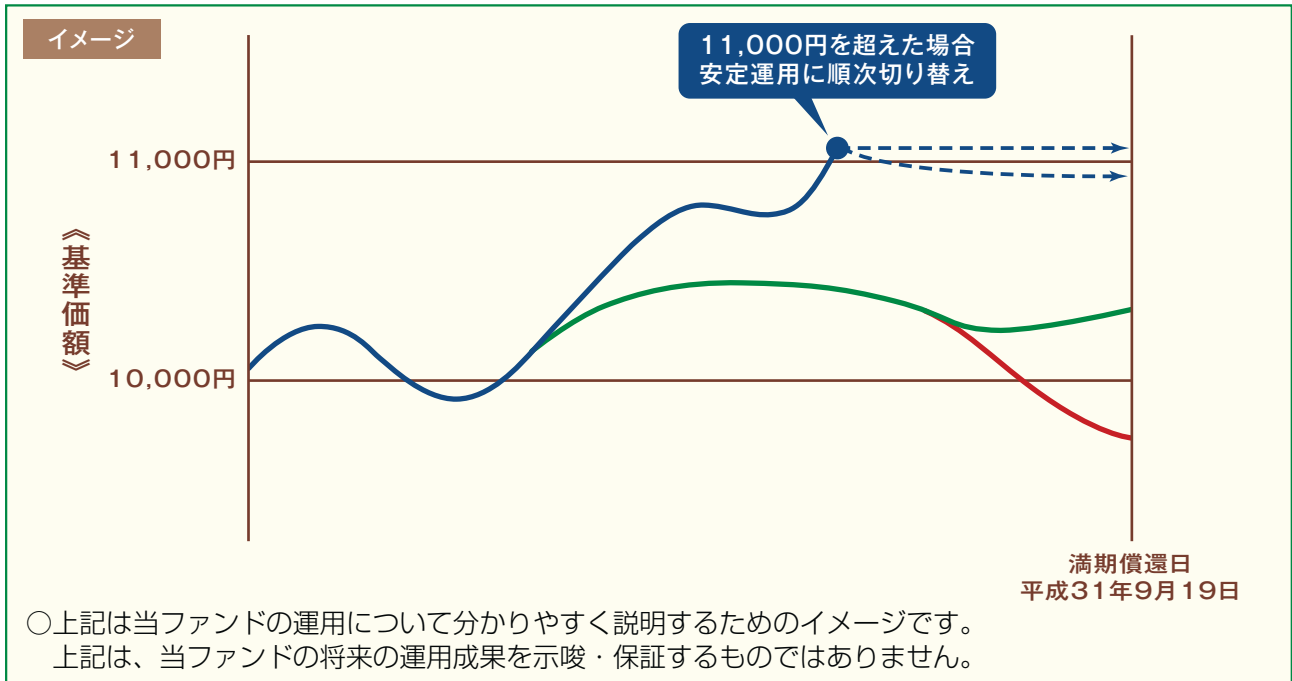
- 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社により独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- 当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。



基準価額が一度でも11,000円を超えた場合、
安定運用に順次切り替えを行ないます。



- 基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。



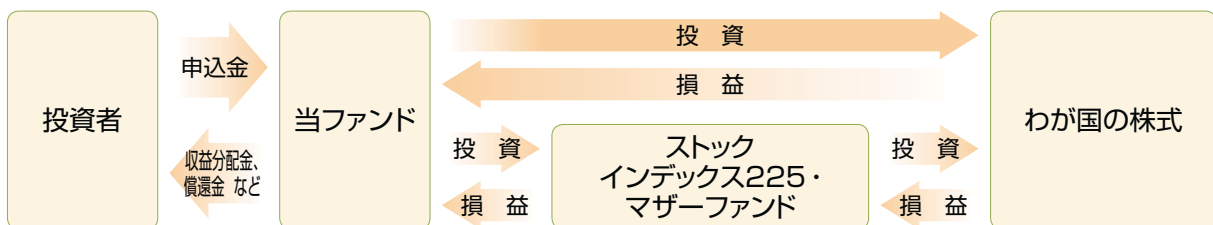
※基準価額が11,000円を超えてから償還までの市況動向、運用管理費用（信託報酬）等により、基準価額が11,000円以下となることがあります。

※基準価額が11,000円を超えた日の翌日から運用管理費用（信託報酬）を切り替えます。
運用管理費用（信託報酬）について、くわしくは、〈ファンドの費用〉をご参照下さい。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



〈基準価額が、一度でも11,000円を超えた場合〉



○基準価額が11,000円を超えてからわが国の債券等による運用に切り替えられるまで日数がかかることがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

ファンドの目的・特色



毎年9月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づき収益の分配を行ないます。



〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

当ファンドは基準価額が11,000円を超えたため、安定運用に切り替えを行なっています。

追加的記載事項

● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、日経平均株価の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物と指数の動きの不一致（先物を利用した場合）
- (f) 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- (g) 株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
- (h) 指数の構成銘柄の入れ替えおよび指数の算出方法の変更による影響

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公 社 債 の 価 格 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	〈安定運用に切り替え後〉 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

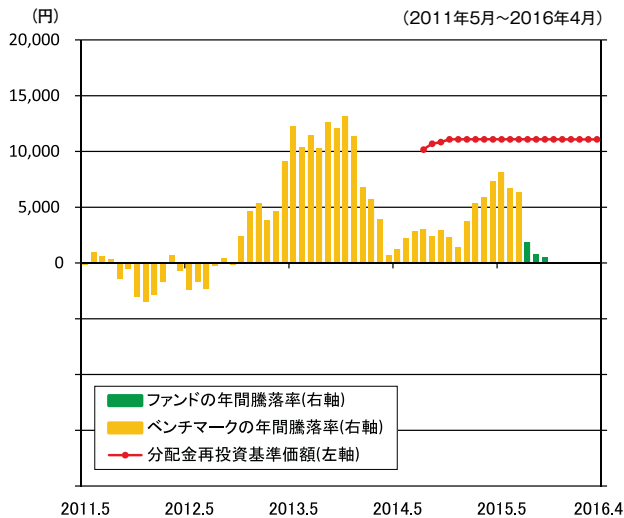
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

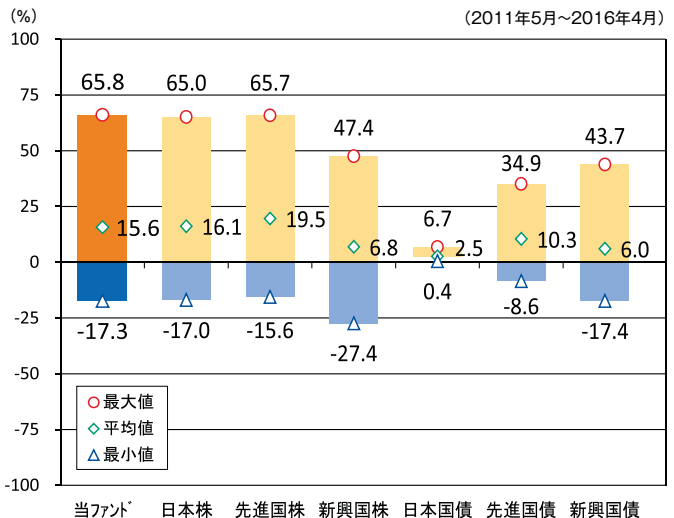
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

2016年4月28日現在

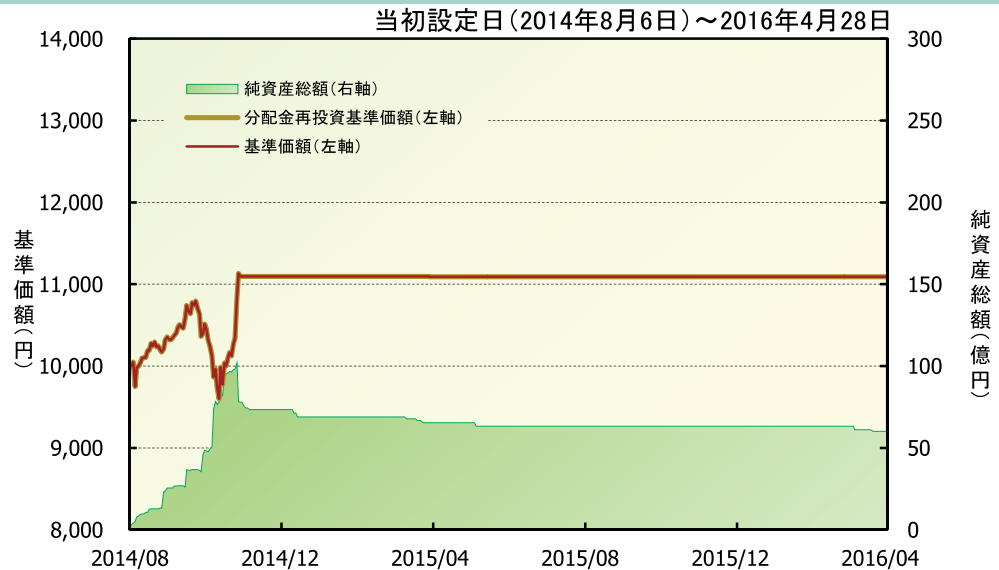
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,091円
純資産総額	60億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.0%
3カ月間	-0.0%
6カ月間	-0.0%
1年間	-0.0%
3年間	-
5年間	-
設定来	10.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 15年9月									
分配金	0円									

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

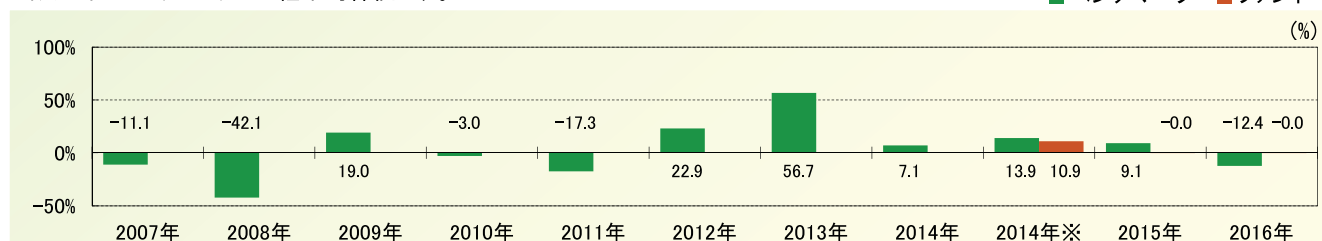
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	-	-					
国内株式先物	-	-					
不動産投資信託等	-	-					
コール・ローン、その他		100.0%					
合計	-	100.0%					
株式市場・上場別構成		比率					
一部(東証・大証・名証)	-						
二部(東証・大証・名証)	-						
新興市場他	-						
その他	-						
合計	-		合計	-	合計		

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは日経平均株価です。

■ ベンチマーク ■ ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
・2014年※は設定日(8月6日)から年末、2016年は4月28日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後2時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購入の申込期間	平成27年12月1日から平成28年12月13日まで （終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成26年8月6日から平成31年9月19日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年9月19日（休業日の場合翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 http://www.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※平成28年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
		料率等	費用の内容
購入時手数料		販売会社が別に定める率 (上限) 1.08% (税抜1.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額		ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
		料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)		年率0.59184% (税抜0.548%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.258%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	年率0.25%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
基準価額が、 一度でも 11,000円を 超えた場合		基準価額が一度でも11,000円を超えた場合、基準価額が11,000円を超えた日の翌日から以下の料率に切り替えます。 運用管理費用の率は、各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.54(税抜0.5)を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年率0.59184%(税抜0.548%)を超える場合には、年率0.59184%(税抜0.548%)とします。	
		上記による総額に対する比率で表示しています。	
		委託会社	販売会社
		24.44%	66.67%
その他の費用・ 手数料		(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、法人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税	配当所得として課税 ^(注1) 普通分配金に対して15.315%
換金(解約)時および償還時	所得税	配当所得として課税 ^(注1) 換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に対して15.315%

(注1) 所得税および復興特別所得税が課されます。

- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注2) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注2) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注2) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※上記は、平成28年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。